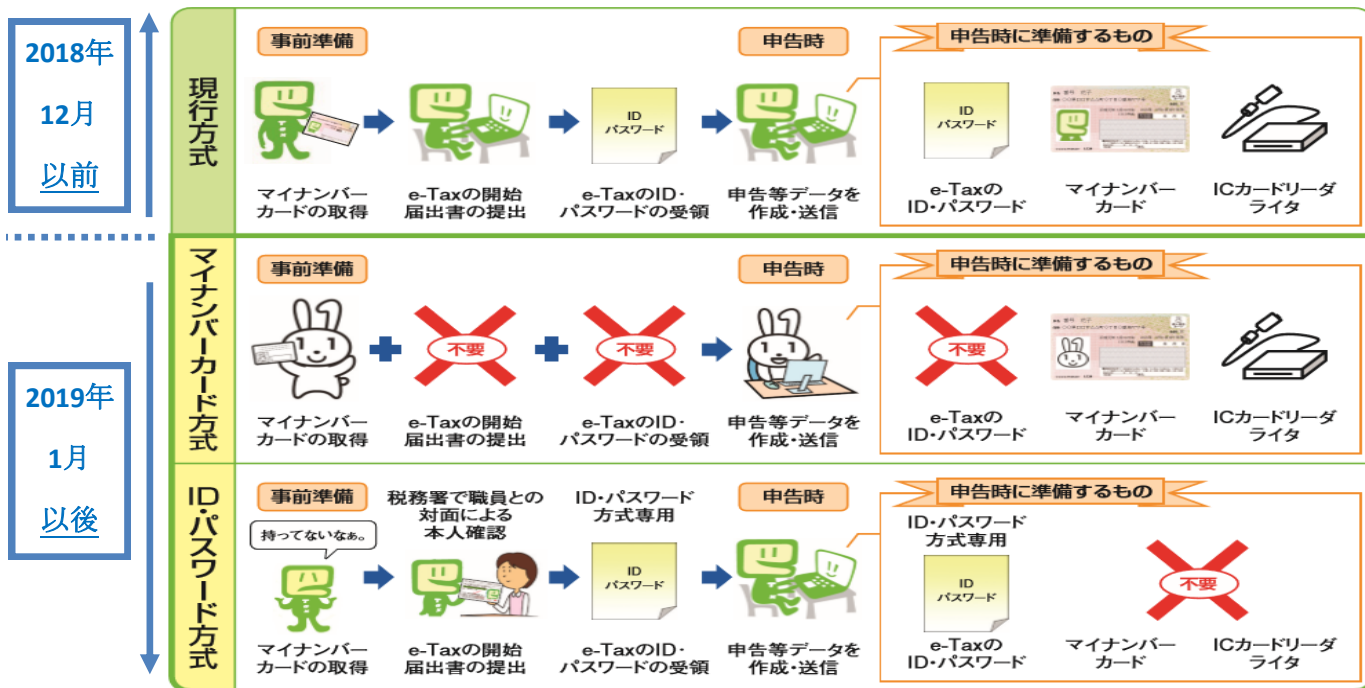


国税庁広報が e-Tax 利用促進につながっていないと結果報告

財務省が6月25日に令和元年度予算執行調査の調査結果を公表しました。国税庁の広報が必ずしも e-Tax の利用促進につながっていない状況が見受けられると指摘しており、更なる利用促進のため、利用手続きの簡便化・メリット等について重点的に周知するよう改善点を示したとされています。これは、確定申告で e-Tax を利用しなかった方の多くが「マイナンバーカードやICカードリーダーが無いため」と回答している為で、本年（2019年）1月からマイナンバーカードやICカードリーダー無しでも e-Tax が利用できることを周知出来なかった評価であると考えられます。実際に1月以降では「ID・パスワード方式」を利用すればマイナンバーカード等が必要ではなくなるのですが、どのように申請すればよいのか図で確認していきましょう。



※e-Taxホームページより

40年ぶりとなる相続法改正の内容とは？

約40年ぶりに改正された相続法ですが、その原則施行日は令和元年7月1日です。どのように改正されるのか簡単に確認してみましょう。

- 婚姻期間が20年以上の夫婦間における居住用不動産の贈与等に関する優遇措置
- 配偶者居住権の創設
- 自筆証書遺言の方式緩和
- 預貯金の払戻し制度の創設 等々、、、、



当事務所では相続に関する相談および申告に多く携わってまいりました。何かご相談等ございましたらお気軽にご連絡ください。